

広く市民の皆さんと意見交換をする場として、中学校に訪問して部活動の見学や特別授業を行うほか、サークルや施設など、皆さんの活動している場所にお伺いする「市長と話そう！ふれあいトーク」、小学校や保育所等に訪問して子どもたちとふれあう「市長の給食当番」、企業を訪問して情報交換を行う「市長の企業見学」を行い、内容を市ホームページに掲載しています。

「市長と話がしてみたい」「質問がしてみたい」「施設を見てほしい」といった団体等がありましたらご連絡ください。

**問い合わせ** 市政情報課市政情報担当



市長の給食当番(6月5日 高根保育所)



市長の企業見学(8月9日 モスト技研株式会社)

## 10月から12月までは 市税滞納整理強化期間

市税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。ほとんどの人が期限(納期限)までに納付していますが、残念ながら一部の人は滞納しています。県および県内全市町村では、税負担の公平性および税収入を確保するため、10月から12月までを「滞納整理強化期間」と定めて、滞納処分を強力に推進しています。

### 滞納処分とは

地方税法では、滞納となっている税は納税義務者の財産を差し押さえることにより徴収しなければならないと定められています。このため、市では滞納者の預金や不動産などの財産を徹底的に調査した後、差し押さえし、税金に充当しています。

### 滞納は放置せず、事情のある人は必ず納付相談を

災害や病気、事業の廃止や極度の経営不振など、やむを得ない特別な事情で一時的に納期限内に市税を納めることが困難な場合は、納税計画を守ることなどを条件に、分割納付をすることができる場合があります。まずは下記へご相談ください。

### 延長および休日窓口を実施しています

取税課では、毎週火曜日は午後7時まで窓口を延長しています。また、月末の日曜日は午前8時30分から正午まで(3月のみ午後5時15分まで)休日窓口を実施していますのでご利用ください。

**問い合わせ** 取税課収税担当(1階⑩番窓口)

## 路線バス・タクシー運賃の 一部を補助しています

移動手段を持たない高齢者等の買い物、通院、社会参加などを促進するため、路線バス、またはタクシーの運賃の一部を補助しています。申請は、1年度に1回のみです。利用を希望する人は、お早めに手続きをお願いします。

### 対象

- 自動車等による自力での移動が困難な市内在住の75歳以上の人
- 運転免許証を自主返納した市内在住の75歳未満の人(運転免許証返納後1年以内に1回限り)

### 補助内容

 次のうちいずれか1つを選択

- 路線バス乗車券の購入費補助(上限額7,300円)
  - タクシー利用補助券(730円×10枚)
- ※タクシー利用補助券の利用期限は平成31年3月31日(日)までです。

### 申し込み

 申請書に必要事項を記入し、郵送または交通政策課、各出張所へ

※申請書は交通政策課、各出張所、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」等に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

**問い合わせ** 〒350-1292

大字南平沢1020番地

交通政策課交通政策・高麗川駅

東口担当

